

年金積立金管理運用独立行政法人の第一期中期目標・中期計画と第二期中期目標（案）・中期計画（案）の新旧対照表

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p>平成18年4月1日</p> <p>厚生労働大臣 川崎 二郎</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p>平成22年〇月〇日</p> <p>厚生労働大臣 長妻 昭</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき平成18年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示があった平成18年4月から平成22年3月までの期間における年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するため、同法第30条第1項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p> <p>平成18年4月1日</p> <p>年金積立金管理運用独立行政法人 理事長 川瀬 隆弘</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき平成22年〇月〇日付けをもって厚生労働大臣から指示があった平成22年4月から平成27年3月までの期間における年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するため、同法第30条第1項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p> <p>平成22年〇月〇日</p> <p>年金積立金管理運用独立行政法人 理事長 川瀬 隆弘</p>	
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、平成18年4月から平成22年3月までの4年間とする。</p>	<p>第1 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>			
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(1) 運用の基本的考え方</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のため</p>	<p>第2 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(1) 運用の基本的考え方</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のため</p>	<p>第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のため</p>	<p>「独立行政法人整理合理化計画（以下、「整理合理化計画」とする。）」事務及び事業の見直し【年金積立金の管理・運用業務】 ○年金積立金の管理運用は、年金制度の長期的・安定的な運営に資する、重い責任を負つ</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>に、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。</p> <p>（1期 第5 1（1））</p> <p>（6）管理及び運用に関する具体的な方針の策定</p> <p>年金積立金の管理及び運用について、具体的な方針を策定すること。</p> <p>（1期 第5 1（6））</p>	<p>長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、<u>年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。</u></p> <p><u>（参考）</u></p> <p>○ <u>厚生年金保険法第79条の2（同旨国民年金法）</u></p> <p><u>（略）積立金の運用は、積立金が厚生年金保険等の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。</u></p>	<p>に長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。</p> <p>このため、分散投資を基本として、<u>長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）</u>を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p>（1期 第8 1（1））</p> <p>（6）管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>（1期 第8 1（6））</p>	<p>に長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。</p> <p>このため、分散投資を基本として、<u>長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）</u>を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p><u>なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</u></p> <p><u>（注）年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。</u></p>	<p><u>た業務であることにかんがみ、株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散など、運用委員会の専門性を十分に活用しつつ適切な管理運用を推進するとともに、広報活動を通じて事業成果に対する説明責任の所在の明確化を一層推進する。</u></p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
	<p>○ <u>年金積立金管理運用独立行政法人法第20条第2項</u> <u>（略）資産の管理及び運用に関し</u> <u>一般に認められている専門的な知</u> <u>見並びに内外の経済動向を考慮す</u> <u>るとともに、年金積立金の運用が</u> <u>市場その他の民間活動に与える影</u> <u>響に留意しつつ、安全かつ確実を</u> <u>基本とし、年金積立金の運用が特</u> <u>定の方法に集中せず、かつ、厚生</u> <u>年金保険法第79条の2及び国民</u> <u>年金法第75条の目的に適合する</u> <u>ものでなければならない。</u></p> <p><u>（注）年金積立金には、年金積立金</u> <u>管理運用独立行政法人法（平成</u> <u>16年法律第105号）附則第</u> <u>8条の規定に基づき管理及び運</u> <u>用を行う資産を含む。</u></p>			

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>(2) 運用の目標</p> <p>①実質的な運用収益の確保</p> <p>年金財政は、実質的な運用利回り（貸金上昇率を上回る運用利回り）が確保される限り基本的には影響を受けないことから、年金財政上の諸前提（別添）における実質的な運用利回りを確保するよう、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。</p> <p>(1期 第5 1(2))</p> <p>②市場平均収益率の確保</p> <p>各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。</p> <p>(1期 第5 1(2))</p>	<p>2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1) 運用の目標</p> <p>今後年金制度の抜本的な見直しを予定しているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討を進めていることから、この運用目標は、暫定的なものであることに留意し、安全・効率的かつ確実を旨とした資産構成割合（以下「ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。</p> <p>その際、市場に急激な影響を与えないこと。</p> <p>(2) ベンチマーク収益率の確保</p> <p>各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。</p>	<p>(2) 運用の目標</p> <p>年金財政上の諸前提（別添）における実質的な運用利回りを長期的に確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。</p> <p>また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p> <p>(1期 第8 1(2))</p>	<p>2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1) 運用の目標</p> <div data-bbox="1451 347 1830 719" style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p>検討中</p> </div> <p>また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。</p>	

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p data-bbox="174 236 546 300">(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p data-bbox="203 312 562 451">年金積立金については、分散投資による運用管理とともに、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p> <p data-bbox="232 539 495 571">(1期 第5 1(3))</p> <p data-bbox="165 619 555 683">3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p data-bbox="174 695 398 722">(1) リスク管理の徹底</p> <p data-bbox="203 735 562 874">ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。</p> <p data-bbox="232 922 495 954">(1期 第5 3(1))</p>	<p data-bbox="595 236 967 300">(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p data-bbox="624 312 983 491">年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。</p> <p data-bbox="624 504 983 722"><u>適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率(各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの)によるリスク管理を行うこと。</u></p>	<p data-bbox="1016 236 1388 300">(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p data-bbox="1046 312 1404 491">リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。</p> <p data-bbox="1075 539 1337 571">(1期 第8 1(3))</p> <p data-bbox="1008 619 1397 683">3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p data-bbox="1016 695 1388 799">(1) 基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオの管理その他のリスク管理</p> <p data-bbox="1046 812 1404 1066">基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p data-bbox="1046 1078 1404 1412">厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <p data-bbox="1075 1425 1180 1449">・資産全体</p>	<p data-bbox="1438 236 1809 300">(2) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p data-bbox="1467 312 1825 491">リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。</p> <p data-bbox="1467 504 1825 837">また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <p data-bbox="1467 885 1572 909">①資産全体</p> <p data-bbox="1496 922 1825 1141">基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p data-bbox="1496 1153 1825 1292">また、<u>適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。</u></p> <p data-bbox="1496 1305 1825 1444">さらに、<u>資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率（各資産のベ</u></p>	<p data-bbox="1850 236 2074 531">「年金積立金管理運用独立行政法人の主要な事務及び事業の成敗に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直しについて（以下、「見直し内容」とする。）</p> <p data-bbox="1850 544 2074 647">(1) 長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み</p> <p data-bbox="1850 660 2074 764">○リバランスの適切な実施に必要な機能の強化</p> <p data-bbox="1850 777 2074 1182">次期中期目標期間においては、いわゆるニューマネーがなくなることから、市場の動向に応じた資産の売却等を伴う適切かつ円滑なリバランスの実施が長期的に安定した収益の確保には不可欠。このために必要な機能の強化を図る。</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
		<p>資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各資産 <p>市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、<u>金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）</u>についても注視する。</p> ・各運用受託機関 <p>運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。</p> <p>また、<u>運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。</u></p> ・各資産管理機関 <p>資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。</p> <p>また、<u>資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。</u></p> ・自家運用 <p>運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認し、適切に管理する。</p> 	<p><u>ベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）との乖離要因の分析等を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ②各資産 <p>市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、<u>外国資産については、カントリーリスクも注視する。</u></p> ③各運用受託機関 <p>運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。</p> <p>また、<u>運用体制の変更等に注意する。</u></p> ④各資産管理機関 <p>資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。</p> <p>また、<u>資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。</u></p> ⑤自家運用 <p>運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認し、適切に管理する。</p> 	

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
		(1期 第8 3 (1))		
<p>(2) 運用手法</p> <p>長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とし、例外は確たる根拠がある場合に限るものとする。</p> <p style="text-align: center;">(1期 第5 3 (2))</p>	<p>(4) 運用手法について</p> <p>長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とする。例外については、これまでの運用実績も勘案し、適切に確たる根拠を説明できる場合に限るものとする。</p> <p>収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関等を適時に見直すこと。</p>	<p>(2) 運用手法</p> <p>年金積立金は巨額であり、市場への影響に配慮する必要があること、長期的には市場は概ね効率的であると考えられること等から、各資産ともパッシブ運用を中心とする。また、アクティブ運用は、運用手法として広く認められていることを前提とし、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(1期 第8 3 (2))</p>	<p>(3) 運用手法について</p> <p>年金積立金は巨額であり、市場への影響に配慮する必要があること、長期的には市場は概ね効率的であると考えられること等から、各資産ともパッシブ運用を中心とする。なお、アクティブ運用は、これまでの実績を勘案し、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする。</p> <p>また、ベンチマークをより適切なものに見直すなど収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び的確なパフォーマンス管理を行うなど運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直す。</p>	<p>「見直し内容」</p> <p>(1) 長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み</p> <p>○運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化</p> <p>収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進める。</p> <p>また、運用収益を確保する観点からは、現に運用を行う運用受託機関の選定が重要であることから、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直す。</p> <p>さらに、運用受託機関に対する委託手数料については、運用資産額の増減も考慮に入れつつ、引き続き低減に努める。</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>4. その他</p> <p>(1) 財投債の引受け</p> <p>平成19年度まで、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の一部を財投債の引受けに充て、その管理及び運用を行うこと。</p> <p>(1期 第5 4 (1))</p>		<p>4. その他</p> <p>(1) 財投債の管理及び運用</p> <p>平成19年度まで、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の一部を財投債の引受けに充て、償還時期の構成並びに満期保有とする財投債及び満期保有としない財投債の額及び種類に従い、管理及び運用を行う。ただし、満期保有とする財投債についても、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。</p> <p>なお、満期保有とする財投債については、第8の1の(2)に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。</p> <p>(1期 第8 4 (1))</p>	<p>(4) 財投債の管理及び運用</p> <p>平成19年度までに引き受けた満期保有とする財投債について、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。</p> <p>なお、当該財投債については、第1の2の(1)に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。</p>	
<p>2. 情報公開の徹底</p> <p>年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果等について、十分な情報公開を行い、年金積立金の管理及び運用に関する国民の理解と協力を得るよう努めること。</p> <p>(1期 第3 2)</p>	<p>3. 透明性の向上</p> <p>年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果等について、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及び結果の公表の更なる充実により、国民に対する情報公開・広報活動の充実を図ること。</p>	<p>3. 情報公開</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るよう、運用の趣旨や仕組みをホームページに掲載するとともに、各年度の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況を含む。)等について、毎年1回(各四半期の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。))等については四半期ごとにホームページ等を活用して迅速な情報公開を</p>	<p>3. 透明性の向上</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関して、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫し、引き続き、各年度の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況を含む。)等について、毎年1回(各四半期の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。))等については四半期ごとにホームページ等を活用して迅速に公表する。</p>	<p>「見直し内容」</p> <p>(4) 国民に対する広報活動の充実・強化</p> <p>○広報担当者を配置するなど運用の状況に関する説明責任を十分に果たすとともに、分かりやすい情報提供を推進し、年金積立金の長期投資について国民の十分な理解を得るための広報活動の充実・強化を図る。</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
	<p>また、運用委員会の専門性を十分に活用する観点から、運用受託機関等の選定過程においても、運用委員会の審議を経ること。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図ること。</p> <p>さらに、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に議事録を公表すること。</p>	<p>行う。</p> <p>なお、情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(1期 第2 3)</p>	<p>また、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及び結果の公表の更なる充実により、国民に対する情報公開・広報活動の充実を図る。</p> <p>これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。</p> <p>運用受託機関等の選定について、その過程においても、運用委員会の審議を経る。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図る。</p> <p>加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、運用委員会の定めるところにより、一定期間を経た後に議事録を公表する。</p>	<p>(5) 上記に加えて、以下の事項についても取り組む。</p> <p>○運用委員会の議事録の公表</p> <p>運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に発言者名を明らかにした議事録を公表する。</p> <p>「整理合理化計画」 事務及び事業の見直し 【年金積立金の管理・運用業務】</p> <p>○年金積立金の管理運用は、年金制度の長期的・安定的な運営に資する、重い責任を負った業務であることにかんがみ、株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散など、運用委員会の専門性を十分に活用しつつ適切な管理運用を推進するとともに、広報活動を通じて事業成果に対する説明責任の所在の明確化</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
				を一層推進する。
<p>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) ポートフォリオの策定</p> <p>ポートフォリオは、年金財政上の諸前提（別添）と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成とすること。 年金財政の安定化の観点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 <p>なお、財投債の引受けが平成19年度まで、財政融資資金に預託された年金積立金の償還が平成20年度まで継続することを踏まえて、年金積立金全体についてのポートフォリオを策定すること。</p> <p>(1期 第5 2(1))</p>	<p>4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) ポートフォリオの策定</p> <p>ポートフォリオの策定に当たっては、運用目標に沿った資産構成とし、安全・効率的かつ確実なポートフォリオとすること。その際、世界経済の動向を注視し、それに適切に対応するとともに、特に株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行うこと。</p>	<p>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) 基本ポートフォリオの基本的考え方</p> <p>基本ポートフォリオは、年金財政上の諸前提（別添）と整合的なものとなるように策定することとする。</p> <p>その際、年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成とし、年金財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。</p> <p>併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。</p> <p>(1期 第8 2(1))</p>	<p>4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) 基本ポートフォリオの基本的考え方</p> <p>基本ポートフォリオの策定に当たっては、運用目標に沿った安全・効率的かつ確実な資産構成割合とする。その際、世界経済の動向を注視し、それに適切に対応するとともに、特に株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行う。</p>	<p>「見直し内容」</p> <p>(1) 長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み</p> <p>○基本ポートフォリオの見直し</p> <p>①平成21年財政検証（注）を踏まえた運用目標に基づき、基本ポートフォリオの見直しを行う。</p> <p>②市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、長期的な観点からみて策定時に想定した運用環境の現実からの乖離が認められる場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じ基本ポートフォリオの見直しの検討を行う。</p> <p>（注）平成21年財政検証の経済前提：賃金上昇率に対する実質的な運用利回り＝1.6%（長期）</p>